|  |  |
| --- | --- |
| 実施日 | 年　　月　　日 |
| 保存期限 | 年　　月　　日 |

危険物製造所等定期点検記録

一般取扱所

（ボイラー、バーナー等による危険物の消費施設）

事業所名

１　定期点検について

定期点検は、消防法第１４条の３の２の規定により、特定の危険物施設に対し、課せられたものである。定期点検をせず、点検記録を作成せず、又これを保存しなかったときは、製造所等の許可の取消し又は使用停止命令をうけることがある。

（１）実施期間　　１年１回以上

（２）点検内容等　　製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合して

いるかどうかについて行い、点検記録を作成する。

（３）点検記録の保存年限　　３年間（危規則第６２条の８に該当する点検は１０年）

（４）点検実施者　　危険物取扱者又は危険物施設保安員、ただし危険物取扱者

が立ち会えば他の者が行うことができる。

２　定期点検の実施方法及び点検票の記入方法

定期点検の実施は、次の方法で実施するものとする。

（１）点検実施者は、この定期点検記録票の「点検項目」、「点検要領」、「点検方法」にしたがって、点検を実施する。

（２）点検結果は、次により点検記録票の「点検結果」欄に記入する。

「基準に適合」　　→　「○」

「基準に不適合」　→　「×」

「不　　明」　　　→　「△」

「該当項目なし」　→　「―」

（３）「×」又は「△」の場合には、その理由及び内容を記入し、当該事項について点検後措置（改善等）を実施した時は記録票中、「措置内容・年月日」欄に内容等について記入する。

３　そ　　の　　他

消防機関より定期点検記録の提示を求められたときには掲示する必要がある。